

入間東部地区事務組合告示第13号

令和3年第2回入間東部地区事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月21日

入間東部地区事務組合管理者 林 伊佐雄

- 1 期日 令和3年9月30日（木）午前10時
- 2 場所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	佐野正幸	議員	3番	近藤善則	議員
4番	伊藤美枝子	議員	5番	細谷光弘	議員
6番	内藤美佐子	議員	7番	田中栄志	議員
8番	篠田剛	議員	9番	大築守	議員
10番	小高時男	議員	11番	鈴木淳	議員
12番	久保健二	議員	13番	川畑勝弘	議員
14番	塚越洋一	議員	15番	本名洋	議員

不応招議員（1名）

2番	村元寛	議員
----	-----	----

令和3年第2回入間東部地区事務組合議会定例会議事日程

令和3年9月30日(木)

午前10時 開 会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 管理者あいさつ

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 諸般の報告

報告第1号 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計継続費精算報告書の報告について

日程第 7 議案審議

第6号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第7号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会
議会議長

△出席議員(14名)

1番 佐野正幸 議員

3番 近藤善則 議員

4番	伊藤美枝子	議員	5番	細谷光弘	議員
6番	内藤美佐子	議員	7番	田中栄志	議員
8番	篠田剛	議員	9番	大築守	議員
10番	小高時男	議員	11番	鈴木淳	議員
12番	久保健二	議員	13番	川畑勝弘	議員
14番	塚越洋一	議員	15番	本名洋	議員

△欠席議員（1名）

2番 村元寛 議員

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

金子進之介	書記長	新井良輔	事務職員
梶洋介	事務職員		

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

林伊佐雄	管理者	高畑博	副管理者
星野光弘	副管理者	堀江一男	監査委員
樋口良晴	会計管理者	平野健太郎	事務局長
高橋映治	次長兼 総務課長	木村誠	消防長
中川一諭	次長兼 警防課長	大野一郎	消防総務課長
石塚孝	予防課長	小嶋学	救急課長
長谷川義兼	指揮統制課長	関根敏行	西消防署長
上田安孝	東消防署長		

.....

○久保健二議長 皆さん、おはようございます。今日は、各市町議会の定例会終了後の大変お疲れのところ、またお忙しい中、令和3年第2回入間東部地区事務組合議会定例会にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日も協議事項多くございます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

開会前にご報告を申し上げます。まず、議員辞職の許可についてご報告いたします。去る5月31日に鈴木啓太郎議員より辞職願が提出され、同日付でこれを許可いたしましたので、会議規則第147条第2項の規定によりご報告をいたします。

また、6月1日付で近藤善則議員が新たに選出されましたので、併せてご報告いたします。ここで、近藤善則議員にご挨拶をお願いいたします。

○近藤善則議員 おはようございます。鈴木啓太郎議員の後任として就任いたしましたふじみ野市議会議員の近藤善則です。議会議長をはじめ議員の皆様、そして管理者をはじめとする執行部の皆様、今後ともご指導とご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

○久保健二議長 次に、議案配付の際、令和3年度上期組合行政執行状況報告書を配付いたしましたので、御覧いただきますようお願いいたします。

.....

△開会及び開議の宣告（午前10時02分）

○久保健二議長 ただいまの出席議員ですけれども、14人でございます。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和3年第2回入間東部地区事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、本日、村元寛議員より欠席の旨、届出が出ておりますので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

.....

◎議会運営委員長の報告

○久保健二議長 議会運営委員会の報告を求めます。

塚越委員長。

○塚越洋一議会運営委員長 本日9時より議会運営委員会を開催し、本定例会における議事運営及び令和3年度議員視察研修並びに議会運営に関する申し合わせ事項の変更について協議しましたので、ご報告いたします。

まず、本定例会における議事運営についてご報告いたします。

諸般の報告につきましては、令和2年度入間東部地区事務組合一般会計継続費精算報告書の報告についての1件でございます。

提出議案につきましては、令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定、

入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件でございます。

次に、資料要求書の提出及び一般質問の通告はなかったことを確認いたしました。

また、閉会中における継続調査の件につきましては、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

会期につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議いたしました結果、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ですが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきたいと思っております。

続きまして、令和3年度議員視察研修についてご報告いたします。本年度の議員視察研修の取扱いについて本委員会で協議した結果、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本年度は中止とすることに決定いたしましたので、ご了承願います。

続きまして、議会運営に関する申し合わせ事項の変更について協議しましたので、ご報告いたします。お手元に配付してあります入間東部地区事務組合議会運営に関する申し合わせ事項（案）の裏面を御覧ください。2、議会運営事項関係の項目、1、議会開会日における服装についてにつきましては、地球温暖化対策の一環として定めておりますネクタイの非着用期間を従前の6月から9月までを5月から10月までに変更することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上、本定例会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして報告といたします。

- 久保健二議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑をお受けいたします。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 議席の指定

- 久保健二議長 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、近藤善則議員の議席は3番を指定いたします。

△日程第2 会議録署名議員の指名

- 久保健二議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番・田中栄志議員、8番・篠田剛議員を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

- 久保健二議長 日程第3，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

- 久保健二議長 ここで、ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付してあります。

◎出席説明員の報告

- 久保健二議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

△日程第4 管理者あいさつ

- 久保健二議長 日程第4，管理者あいさつを行います。

林管理者。

- 林 伊佐雄管理者 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症、緊急事態宣言が本日をもって解除されることとなりました。これを受け、埼玉県では県内全域を対象に段階的緩和措置等があしたから実施されます。宣言は解除となりますが、制限緩和によるリバウンドやウイルスの変異など、感染症の再拡大について予断を許さない状況が続いております。新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々には心から哀悼の意を表するとともに、現在療養されている方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

自然災害に目を向けますと、本年7月3日に豪雨の影響により静岡県熱海市伊豆山地区に

において土砂災害が発生しました。その被災範囲は、逢初川の源頭部の標高約390メートル地点から延長約1キロメートル、最大幅約120メートルにわたり、その土砂災害により128棟の建物の倒壊、行方不明者1名、26名の尊い命が失われました。また、8月に入ってから、8月11日以降、日本列島周辺に停滞した前線の影響で西日本から東日本の広い範囲で大雨となりました。気象庁からは長崎県、佐賀県、福岡県、広島県に大雨特別警報が発令され、この災害により九州地方、四国地方及び長野県を中心に全国各地で河川の氾濫、土砂災害等が発生し、多数の人的被害、財産への被害が生じております。このように年々激しさを増す風水害や将来発生が予測される首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害を常に想定し、それに備えることが管内住民の安全と安心を守る責務を担う当組合にとり重要であると考えております。そのため、消防力の強化をはじめ、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等とのさらなる連携を図り、防災体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、管内災害発生状況についてご報告申し上げます。

まず、火災でございますが、本年1月1日から8月31日までに昨年比9件増の40件発生しております。このうち建物火災は25件、うち全焼火災は7件となっております。火災による死傷者につきましては、富士見市で1名、三芳町で3名の方の尊い命が失われたほか、9名の方が負傷されております。

このような火災による被害をなくすため、春と秋の全国火災予防運動等を通じ、住宅用火災警報器の設置促進をはじめ機器の更新、維持管理等を含めた住宅防火対策を推進してまいります。また、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底、事業者による初動対応能力の向上等、ソフト、ハード両面にわたる防火安全対策を推進してまいります。

次に、救急出場件数でございますが、本年1月1日から8月31日までに昨年比464件増の7,970件の出場がありました。このうち熱中症による救急搬送件数は85件と昨年度より73件減少いたしましたが、新型コロナウイルス感染者の救急搬送件数は、疑いを含め348件を数え、特に8月には150件と急増しております。自宅療養中の陽性者の救急搬送においては、搬送先医療機関選定に時間を要し、救急隊の現場滞在時間が長時間となる場合があります。また症状に応じて酸素吸入を行うため、救急車の積載酸素が低減し、酸素のみを搬送する出場が必要になるケースもあります。このため、当組合の対応といたしましては、適正な救急業務遂行を含めた救急医療資源の確保を目的として、救急隊が一定時間現場滞在する場合は、救急隊以外の消防職員が必要な観察資器材を持ち現場に向かい、先着している救急隊と交代して陽性者の観察を行うことで、その救急隊が別の救急活動に従事できる体制を構築し、運用を行っております。

次に、今年度の車両の更新については、本年4月20日に入間東部地区防火安全協会より寄贈していただいた車両を予防課の事務連絡車として配備し、活用しております。また、東消

防署に配備する高規格救急自動車は既に契約を締結し、本年12月頃納車予定です。

続きまして、衛生行政についてご報告申し上げます。

しののめの里の利用状況でございますが、本年4月1日から8月31日までの火葬件数は、昨年比37件増の1,418件となっており、管内の件数は増加となる一方、管外の件数は減少しております。また、式場利用件数は、昨年比4件減の178件となっており、近年の葬儀の在り方の変化による直葬の増加が要因と分析しております。

なお、新型コロナウイルス感染者のご遺体の火葬につきましては、感染防止対策に万全を期して実施しており、本年4月1日から9月15日までの間で23件となりました。

次に、浄化センターにつきましては、集中豪雨等での浸水被害による施設機能停止を防ぐための止水板設置工事が8月に完了いたしました。また、浄化センターから排出される処理水の水質改善についても継続して取り組んでおり、排出基準を超えたケースはございませんでした。

そのほか、各種事業の概要につきましては、お手元に配付してございます行政報告を御覧いただきたいと思っております。

結びに、本定例会に提案をしております案件は、報告1件、議案2件となっております。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

△日程第5 常任委員の選任

○久保健二議長 日程第5，常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長の指名により行います。

総務常任委員に近藤善則議員を指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました近藤善則議員を総務常任委員に指名したいと思います。

△日程第6 諸般の報告

◎報告第1号 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計継続費精算報告書の報告について

○久保健二議長 日程第6，諸般の報告を行います。

報告第1号 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計継続費精算報告書の報告について、

管理者から報告を求めます。

林管理者。

- **林 伊佐雄管理者** それでは、報告第1号 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計継続費精算報告書の報告についてご報告させていただきます。

本件は、令和元年度予算で継続費として設定した東消防署富士見分署庁舎建設及び出動経路整備事業を終了したので、別紙のとおり地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **久保健二議長** ただいまの報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- **久保健二議長** 以上で報告第1号を終了いたします。

△日程第7 議案審議

◎第6号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎第7号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- **久保健二議長** 日程第7，議案審議を行います。

これより本定例会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

- **金子進之介書記長** （議案名朗読）

- **久保健二議長** 以上，議案2件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

林管理者。

- **林 伊佐雄管理者** それでは、本定例会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第6号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、第7号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として従事した者に対する特殊勤務手当を定めるため、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **久保健二議長** 以上で議案の上程を終了いたします。

第6号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、監査委員の決算審査報告を求めます。

堀江代表監査委員。

- 堀江一男監査委員 おはようございます。代表監査委員の堀江でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算審査結果についてご報告申し上げます。

令和3年7月6日付で管理者から送付されました令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算書につきまして、去る7月26日に証拠書類及び関係書類等の照合を行い、併せて関係職員から説明を聴取し、予算が適正に執行されているかを主眼に審査を実施いたしました。

その結果、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数に誤りはなく、予算執行及び会計事務も適正であることを認めました。

決算審査の概要と意見につきましては、お手元の一般会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上、ご報告を終わります。

- 久保健二議長 ただいまの監査委員の報告に対し質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 以上で監査委員の決算審査報告を終了いたします。

次に、決算内容について担当者より説明を求めます。

事務局長。

- 平野健太郎事務局長 それでは、第6号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

参考資料1の令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算概要によりご説明させていただきます。恐れ入りますが、参考資料1を御覧ください。

まず初めに、1の決算概要でございますが、令和2年度決算額は、歳入総額が前年度比2,291万2,713円減の46億6,382万9,851円、歳出総額が前年度比4,092万9,212円増の44億523万5,422円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額は歳入総額から歳出総額を差し引いた2億5,859万4,429円の黒字となっております。

歳入決算額が減少した主な要因は、構成市町からの負担金の減が、歳出決算額が増加した要因は富士見分署庁舎建設事業の完了が挙げられます。

次に、歳入決算の主な特徴について、ポイントを絞って説明させていただきます。初めに、（１）、分担金及び負担金の構成市町負担金は、特定財源である組合債の活用、またはしご付消防自動車購入の皆減等により前年度比１億7,995万5,000円減の33億6,329万7,000円、歳入決算総額に占める割合は72.1%となっております。なお、各市町の負担金については、下の表のとおりとなっておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、（２）、使用料及び手数料の斎場使用料は、高齢化の進展に伴い火葬場使用料が前年度比646万4,000円の増となった一方、葬儀式場使用料は前年度比902万円の減となっております。また、し尿処理手数料は、公共下水道の普及等に伴い、前年度比23万1,300円の減となっております。

裏面の２ページをお願いいたします。（４）、県支出金でございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会警戒におけるテロ対策資機材の購入に対し1,386万1,320円の補助があり、その補助率は100%となっております。

（６）、の組合債でございますが、常備消防の車両購入、富士見分署建設、非常備消防の車両購入及び車庫建設に対して借入れを行っておりますが、それぞれ充当率、地方交付税措置の面で有利な起債メニューの活用や、長期かつ低利な借入れ先の選定を図っております。

次に、３の歳出決算の主な特徴につきましてもポイントを絞って説明させていただきます。

初めに、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の（２）、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定業務につきましては、令和３年度を始期とした当組合全体としての施設管理計画を策定し、委託料といたしまして902万円を支出しております。

次に、款３衛生費、項１清掃費、目１し尿処理費でございますが、次のページ上段（２）、し尿処理施設関連工事につきましては、令和元年度からの繰越事業となるバイオガス用水供給関連工事を完了し、バイオガス施設への本格的な用水供給を令和２年９月から開始しております。

項２、保健衛生費、目１斎場設置費の（１）、富士見市負担金につきましては、地元町会との協定に基づき、富士見市道第5111号線の整備費として413万6,651円を道路整備施工者である富士見市に対し支出しております。

目２斎場管理費の（１）、修繕料につきましては、しののめの里が供用開始後12年を経過し、設備類の老朽化が進んでいることから、毎年度実施している火葬炉設備修繕のほか、中央監視装置の更新、待合棟キャノピー及び式場棟建具修繕などを計画的に実施いたしました。

次に、消防に係る経費でございますが、款４消防費、項１常備消防費、目１消防管理費につきましては、令和２年度からの救急隊増隊に伴い前年度比302万7,495円の増となっております。

目3 警防費でございますが、次のページを御覧ください。こちらは消防車両等更新計画に基づき、高規格救急自動車を2台、小型水槽付消防ポンプ自動車1台、広報車1台を購入しております。

目5 指揮統制費、(1)、消防指令業務に係る委託料につきましては、外国籍の方や障害がある方からの119番通報に円滑に対応するため、令和2年度におきましても5か国語に対応した電話通訳業務やNet 119緊急通報システムの運用を行っております。

また、(2)、救急隊増隊等に伴う委託料等につきましては、増隊及び増車に伴う指令台システム改修と無線機の購入を行っております。

目6 消防署費でございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会警戒におけるテロ対策資機材として陽圧式化学防護服等を補助金を活用し、購入いたしました。

目7 消防施設費でございますが、富士見分署庁舎建設及び供用開始のため、令和元年度からの逡次繰越分を含め設計監理業務、指令装置等移設委託等の委託料1,085万3,216円、庁舎建設工事及び出動経路整備に係る工事請負費として6億1,519万4,000円を、庁用器具購入に1,521万5,484円などを支出し、令和3年3月22日から供用を開始しております。

最後に、項2 非常備消防費でございますが、消防団活動の充実強化を図るために構成市町の消防団に対し、災害救助艇ポーターボートを各1台購入しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

また、マスクの着用により聞き取りづらいことがありますので、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

質疑の方法につきましては、申合せ事項により、歳入及び歳出はそれぞれ一括で質疑を行います。なお、質疑に当たっては、決算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

まず、歳入の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。

9ページ、10ページのところでお願いいたします。款2 使用料及び手数料のところ、節1 行政財産使用料でバイオガス事業者に対する行政財産の貸付けを行っておりますが、この事業において財政的な効果についてどのように捉えているかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず、こちらの使用料及び手数料の衛生使用料の中のバイオガスプラントへの貸付け、行

政財産使用料でございますが、こちらはバイオガス施設の建設工事に必要な建設現場事務所等の費用、使用料について、こちらのほうで歳入として整理をしたものでございます。議員ご指摘のご質問のバイオガス施設、用水施設への効果でございますが、基本的には定期借地権契約に基づきましての歳入、土地の貸付け、そちらのほうと、あと下水道の使用料が、やはり今まで組合のほうで下水道使用料を負担しておりましたけれども、そちらのほうはバイオガス施設が入ることによって軽減をされるという予測が立っております。交渉している工事請負費もでございますので、効果といたしましては、単年度単年度積み上げていって一定の効果があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。

令和2年度におきましては、決算として金額的にはどの程度のプラス効果があったのかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず、歳入のほうは、後ろになりますけれども、決算書のほうの11ページ、12ページで財産貸付収入というところがございます。そちらのほうで土地の貸付収入がバイオガス事業用地として1,086万2,172円という歳入が入っております。

また、歳出面の効果といたしましては、決算概要で配付をさせていただいた、こちらの効果の中のページが5ページです。失礼いたしました。資料1の5ページの中で稼働による下水道使用料の削減効果、先ほど申し上げた効果については、738万5,301円という試算を行っております。

以上でございます。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。

これは、もしかしたら歳出のほうとも少し関わってきてしまう話かも知れませんが、環境への取組、あるいはSDGsの視点からいってどのような効果があったというふうに考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

バイオガス施設への用水供給につきましては、バイオガス施設の性格から、食料残渣、食品廃棄物のメタン化、そこでのバイオガスでの発電、売電という形の事業を行っているところに対して用水を供給してございますので、やはり循環型の社会の構築に向けて資する事業

であるというふうに考えております。

以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番，本名です。

続きまして，そのちょっと下になりますけれども，節2の斎場使用料の葬儀式場使用料についてですが，これにつきましては，前から指摘があるように，葬儀式場，特に第3式場使用料の減少があります。さらに，このコロナの影響もあると思います。そういうような中で，また先ほど管理者挨拶でもありましたように，式場使用料が減っている，コロナもまだ影響は当分続きそうだというところで，今後の対応を考えていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり，葬儀式場の使用料につきまして，特に第3式場の利用率が低いのは実情としてございます。ただ，スペースの有効活用といったときも費用対効果の面も十分検討せねばなりませんし，またコロナに対応した葬儀の在り方の部分もございますので，こちらにつきましては，きちんと動向を注視した上で予算等の管理，またこの稼働率の向上等の策等について調査研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 5番の細谷です。

決算書の15，16ページの款10組合債，項1組合債，目2消防施設設備事業債についてお伺いいたします。附属資料の8ページのほうで起債の金利と借入れ先について書かれておりますが，こちらのほうの決算書の金額はどれがどれに対応するのか，教えていただきたいと思っております。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

附属資料の8ページで令和2年度の消防防災施設整備事業債の中で，これがどこに当たるのかというご質問だと思います。こちらは，附属資料の8ページの借入れ先のところでご説明をしたいと思います。地方公共団体金融機構の0.2%で借り入れたものについては，こちらは決算書のほうでは4段目の富士見分署庁舎建設事業債の5億5,620万のうち1億7,180万円が0.2%での機構での借入れとなります。また，同様に0.2%の部分につきましては，その下の5の継続費の中ですが，やはり分署の庁舎建設の中で，3,720万のうち1,360万が0.2%で

の借入れとなっております。

続きまして、附属資料の8ページのその下の地方公共団体機構0.08%につきましては、こちらは決算書で申しますと一番下の非常備消防になりますが、三芳町の消防団の第1分団車庫建設の部分の一部、730万円についてそちらの利率で借入れを行っております。

附属資料に戻りまして、県貸付金0.2%につきましては、こちらは先ほど決算書に戻りますと常備消防費分の4段目、富士見分署の庁舎建設については3億8,440万円が、それでその2つ下の富士見分署の出動経路の整備事業債に対して1,590万円がございますが、そちら全額が埼玉県からの借入れとなっております。

附属資料の県貸付金0.04%の部分につきましては、決算書に戻りまして、非常備消防費分の一番下、三芳町の消防団の車両建設について240万円をその利率で借入れを行っております。

あと、民間金融機関さんの上の銀行0.15%につきましては、車両購入に充当させていただいております。決算書で申しますと高規格救急自動車購入事業、その下の東消防署の分、あと小型水槽付消防ポンプ自動車につきましてそちらの利率、また非常備消防の一番上のほうです。消防ポンプ自動車購入についても同様に、上の金融機関で0.15%という形になってございます。附属資料の一番下の民間金融機関につきましては、その残となりますので、ご説明いたしますと、富士見分署の庁舎建設事業の逓次繰越分について2,360万円、また富士見分署の出動経路の整備事業の逓次繰越分と繰越明許分につきまして、それぞれ充当をさせていただいております。

長くなりましたが、以上となります。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 5番の細谷です。

先ほどの埼玉りそなの借入分なのですが、武蔵野銀行の3倍以上ということで、これの要因としては、短期プライムレート等の関係なのか、借入れの時期、金額等なのか、そちらについて教えていただきたいと思っております。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

金利差につきましては、まず大きく言えるのは償還期間が異なるということです。利率が高めになってしまうのは、どうしても償還期間が短い、車両購入ですと短い期間で償還を行うために、そちらで金利差が出ているという形で、こちら事務局としては考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって歳入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。

23ページ、24ページをお願いいたします。款3衛生費のところでは一番下のほうになりますが、12の委託料で業務委託料、浄化センター運転管理業務委託料、これにつきましては、予算に比べると予算内の額で執行されているのですが、令和元年度に比べると、元年度3,727万8,000円、それから比べると4,158万円ということで、1割余り金額が上がっているのですが、この要因をお尋ねいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

前年度に比べての上昇分という形ですが、こちらはやはり運転管理業務ということでございまして、それに従事する人件費の上昇分を見ながら、またそれぞれ業務について基本的には内容を精査しながらこの業務を実施しようというところを仕様書でまとめまして、そちらで執行しておりますので、上昇分については業務の変化、また人件費等の上昇分を見ているということでございます。

以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。

この業務委託料につきましては、以前も指摘させていただいておりますように、1者随意契約ということで、その妥当性についてお尋ねしてきたところですが、他団体との比較等をしながら精査されてきたのかどうかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちらの執行に当たりましては、1者随意契約という形になりますが、当然見積りをいただく中で事業の内容、また我々が組合として直接実施していた業務も中には含まれてございますので、そちらでの妥当性の件と、また他団体との情報共有、また労務単価等の動きについても当然積算がございまして、そちらのほうも加味しながら確認を行った上で契約を締結しております。

以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番, 本名です。

続きまして, 27ページ, 28ページの項2 保健衛生費, 目1 の斎場設置費の中で, 18の負担金補助及び交付金, 富士見市負担金ということで地域整備分, これずっと継続されている部分ですが, 令和2年度413万6,651円ということで, この事業費, 具体的にどのようなことに使われたのかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら富士見市に対して支出している負担金でございますが, 5111号線の整備といたしまして, 延長約15メートルの部分の整備を行ってございます。また, 境界杭を埋設するということでの工事も実施しておるため, その合算額がこちら413万6,651円となっております。以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番, 本名です。分かりました。

続きまして, 31, 32ページになります。目2 の予防費の中で, 10の需用費の中で項目が上がっている中の一番下になりますが, 火災予防宣伝費, 当初予算55万7,000円のところ47万5,310円ということで, なかなか火災予防宣伝, コロナの中でなかなか行いつらいところであったかと思えますけれども, この不用額が出たところの理由をお伺いいたします。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

この不用額に関しましては, やはり新型コロナの影響で, 春それから秋に構成市町で開催されます催事等におきまして火災予防キャンペーンというのをやっているのですが, そちらが催事が行われなかったことにより火災予防キャンペーンを中止してございます。ただ, 火災予防に関しまして, だからといって何もしないというわけにはいきませんので, 住宅防火指導等を通して住民に対しては火災予防の啓発活動は行っているところでございます。

以上でございます。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番, 本名です。

やはりなかなか難しい部分ですが, 火災予防, これ非常に大事な部分であると思います。これも管理者挨拶の中でありましたように, 今年というか令和2年度, 今年の初めは令和2年度ですので, 年明け早々火事が続けて全焼火災あり, またお亡くなりになった方もいらっしゃるところで, 予防については今消防長お答えになった部分はありますけれども, 今年度令和3年度もいろいろ工夫してやっていращやることと思えますけれども, この要望を今後どういうふうに進めていきたいのか, 改めてお伺いいたします。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 大変申し訳ございません。最後の質問のところをもう一度お願いできますでしょうか。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番，本名です。

コロナ禍の中で火災予防というものの周知啓発が非常に難しい部分でありますけれども，先ほどもお答えはありましたけれども，改めてご決意というのか，今後どういうふうに進めていきたいのかということでお伺いたします。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 今後の方針ということでお答えさせていただきます。

まず，住宅用火災警報器，この設置率が当管内は大変少のうございます。住宅用火災警報器が設置されている場合には設置されていない場合に比べて被害が大幅に軽減し，死亡リスクも減少することが国からのデータで示されております。住宅用火災警報器の普及が進むことで火災による死者数の減少が期待されております。しかし，管内の設置率は，先ほど申し上げましたように，大変低いところで推移しておるところでございますので，これは火災予防上，住宅用火災警報器の設置率向上は喫緊の課題と考えてございます。

そこで，現在設置率向上に向けた取組について，お時間をお借りしましてご説明させていただきます。春季，秋季全国火災予防運動の初日に県下一斉住宅用火災警報器設置広報を実施し，駅の改札口，また商業施設等で啓発品の配布を行っております。火災予防運動期間中には，先ほどもお話ししましたように大型店舗や市町で行われる催場で火災予防キャンペーンを実施し，同じく住宅用火災警報器の展示や啓発品の配布を行っているところでございます。残念ながらこのキャンペーンにつきましては，去年度は実施はできてございません。また，この期間中に当直職員及び女性消防団員にご協力をいただいて，2名1組で一定区域内の各家庭を訪問し，アンケートを取りながら住宅用火災警報器の普及と住宅火災の意識の啓発を図る住宅防火指導も実施しているところでございます。この住宅防火指導の際には，消防でこの住宅用火災警報器の取付け支援を行っておる旨を併せて広報しております。毎年この防火指導の終了後には数件の依頼がございますので，一定の効果があるものと考えてございます。区域内の町会長へお礼をする際に区域内の設置率もお示ししてフィードバックにより警報器の設置率向上をお願いしているところです。今後はさらなる設置率向上に向け市町と連携するなど指導方法，さらに創意工夫をしていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○久保健二議長 ほかに質疑はございますか。

塚越洋一議員。

- 14番塚越洋一議員 22ページの総務費の上段のところですが、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定業務委託料902万円の支出がされています。どのような成果があり、今後これをどう活用していくのかご説明ください。
- 久保健二議長 事務局長。
- 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちらの業務につきましては、以前から消防組合としては、公共施設の管理計画がございましたが、そちらの内容を踏まえながら統合後の組合全体の管理計画ということで、現状の把握から基本的な方針、推進体制等に及び計画を策定させていただきました。今後につきましては、個別施設計画も策定をしてございますので、計画に即した建物の長寿命化等について検討を行いながら、予算の平準化等も考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 久保健二議長 塚越洋一議員。
- 14番塚越洋一議員 計画行政の推進については、再三お願いをしてきたところですが、ぜひ後に積極的に生かすようお願いしていきたいと思います。

続きまして、24ページ、これは衛生費のし尿処理費なのですが、浄化センター運転管理業務委託料4,158万円の支出ですが、モニタリング及び再委託の状況があるかないかお答えください。

- 久保健二議長 事務局長。
- 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず、モニタリングでございますが、月に1度必ず月次報告という形で職員が現場に出向きまして報告を受け、また質疑、質問等をして確認をしております。月次報告以外の部分でも、やはり浄化センターということで処理水の状況等々につきましては、日々報告をいただきながら確認をしております。2年度につきましては、モニタリングの結果も良好という形で判断をしております。

また、再委託につきましても、再委託をする場合、こちらの事業者だけではできない業務もございますので、再委託はございます。その場合もどちらでどの業者でやるのかといったところ、またその金額等につきましても、こちらのほうで確認をした上で承認、認証をした上で再委託という形で実施させていただいております。

以上です。

- 久保健二議長 塚越洋一議員。
- 14番塚越洋一議員 続きまして、細かい問題なのですが、26ページのところの負担金で、北茨

都市一般廃棄物処理負担金50万円の支出でございますが、相手との関係を信頼するのは当然なのですが、排出者責任として現場の状況把握がどういうふうにできているのかお答えいただければと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら浄化センターの残渣について処理を行っていただいています。決算額としては500円という形になりますけれども、こちら北茨城市さんのほうときちんと協定を結びまして、それでまたなおかつ、ちょっと職員が現場には行っておりませんが、搬出搬入、搬出の状況等をきちんと写真等で報告を受け、確認をした上で実施をしておりますので、こちらの負担金につきましては量に応じた金額になりますので、増減は多少出ますが、ご理解いただければと思います。

以上です。

○久保健二議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 すみません、さっき読み違えて、500円でしたね。それは訂正します。

それから、28ページのところで、斎場管理費のところですが、指定管理者業務委託料の1億249万8,000円の支出がございました。こちらについても指定管理業務の委託契約当事者からの再委託、または再々委託等が含まれると思うのですが、こういう点についての状況をまずご説明いただきたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

しののめの里の指定管理業務の中で、やはり再委託につきましてはございます。先ほど浄化センターの際にご答弁いたしましたように、再委託に当たっては、こちらは指定管理ということで、実際、成果といたしましては、指定管理者が実施したという形で我々は受けるのですけれども、ただ再委託をする場合にはきちんとその内容、また業者、相手先を確認をした上で実施をして、承認をした上で行っております。

以上です。

○久保健二議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 ぎりぎりの予算で執行されていると思うのですが、再委託業者において、その資格とか経験等の確認はどのような形で確認ができているのでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず、資格等の確認につきましては、再委託をする場合に、そちらの再委託先の業者のほうから必要な書類の提出を受けた上で確認を行っております。また、金額の妥当性につきま

しても、こちらのほうは直営というか組合のほうで実施していた修繕等々もございます。そこらはやはり経験がございますので、その部分で確認を行う、また近隣の同様な火葬炉等を持っているところとの情報共有をしながら、併せて確認を行っているところでございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。

27ページの消防費全体でちょっと伺いたいと思います。全体で現有消防力の関係で伺います。この今回の決算の中でこの消防力の中で充足率を見ますと、消防ポンプ自動車、そして救急車両については前年度と今回と全く変わらないという状況にあるのですが、その辺どのように議論して進めてきたのか。やはり人口も増える中でこの充足率を高めていくということは必要かというふうに考えられるわけなのですが、その点の見解を伺いたいと思います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

車両の充足率ということですが、これは車両を動かすのは人間でございますので、車両だけを充足率を上げて、それを運用する人員がいないと機能しないのかなというふうに考えてございます。また、人員に関しましては、予防要員、それから救助要員が国の充足率よりも低いところでございますが、構成市町でも職員が削減をされている中で、消防だけが人を増やすということもなかなかいかない部分もございまして、創意工夫しながら現有の整備で対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○久保健二議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 今の答弁では、車両台数は人がいないからちょっと厳しいと。なかなか財政も厳しいからということでありましたけれども、この消防力の関係でいうと、例えば前年度令和2年、3年と比べても低くなったところもあるわけなのです。例えば消防隊員が少し減っているとか、そして重点を置かなければいけない予防要員も含めて高めていけない。こういったことはこの間の議会の中でもかなり議論してきたわけですが、この令和2年度についてはどのように議論してきたのか、ここは本当に重要だというふうに思うのです。人口もどんどん増えていく中で、財政が厳しいとかという問題ではなく、やはりそういったところを総合的に考え、そして全体で物事を見ていく必要があるかというふうに思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、消防だけが人員を増やすというわけにはなかなかまいりませんので、何とか限られた人員の中で工夫していきたいというふうに考えてございます。例えば予防要員の充足率が低い部分でございますが、消防力の整備指針におきまして必要な予防要員の一部については、要件を満たす警防要員の兼務が認められております。消防力の整備指針第33条の規定により算定しますと当組合員の兼務できる最大の人数が10名となっております。これは消防隊員10名が兼務をしてこの充足率予防要員としてカウントしているところでございます。この兼務の要件についてでございますが、これは総務省消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者がこれに当たります。当組合では現在、この予防技術資格者は、38名資格を持ってございます。基準上は10名しかカウントすることはできませんが、これらの職員は予防業務に関し高度で専門的な知識を有する者ですので、充足率に関しましては確かに58.3%にとどまっておりますが、これらの職員を活用して予防業務の充実を図っていききたいと考えてございます。今後も計画的に職員の養成に努めて予防資格者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○久保健二議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 今答弁があったのですが、財政が厳しいとか、そして予防要員については兼務でもいいよということで、認められているよというところでの話だったかというふうに思うのですが、やはり予防というのはもう本当に重点を置いてやっていかなければ抑えることができないという観点であるというふうに考えるので、兼務ができるよという考えであるみたいですがけれども、そこは兼務ではなく、しっかりと充足率を高めるというところは検討していくべきかなというふうに思います。

次の質問にします。35ページの救急費についてです。この間に新型コロナウイルス感染拡大の中で、救急においてはコロナの感染者が陽性になった場合に、県からの依頼で搬送が、各病院の搬送と、代わりに搬送というところがあったかというふうに思います。それに対して私もちょっと調べていたのですが、やはり要請があって支援をしていくというところでは、それは仕方ない話ではありますが、その中でも消防職員がある一定度時間を取られてしまう、半日取られてしまう。そういう中では、この入間東部管内の中ではその分救急車が少なくなってしまう。それで、あと職員も取られているというところから、要は予算の問題も出てくるというふうに思うのですが、県との協議は実際行ってきたのか、その点について伺いたいと思います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

県との協議につきましては、これは始まるときに、最初的时候に、もともとが新型インフ

ルエンザの対応に準じてこのコロナも対応していきますという、そういう県との協議をしているところでございます。

以上でございます。

○久保健二議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 今回の、県と協議したということでありましてけれども、歳入の中でもこの人件費とかそういったのもやはり必要かというふうに思うわけですが、その点については、要請があったからもう全て行くよといったところでは、やはり費用がかかってくるという中では、その点についてはどう議論してきたのか伺います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

費用等に関しましては、今のところそういう取決めはございませんけれども、今後検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 18ページと20ページ、それから30ページに交際費が出ているのですけれども、今回ほとんど使われていないか、使われても8,000円程度なのですか、その辺について、どうしてこういうことになったのか教えてください。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

各交際費につきましては、まず具体的に新型コロナウイルス等の影響で各催し等が減少したことというのが、まず一番決算額がない、ないというか少ない要因というふうに考えてございます。こちらは、管理者、消防長、両方その理由で不用額となったというふうにこちらでは分析しております。

以上です。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 そうすると、このコロナがないとした場合、大体例年ではどのくらい使われていたのかということをお教えてください。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 遅くなり申し訳ございません。

例年ですと、交際費自体は、やはり決まっている催し等もあれば緊急的に出てくるものもございまして、ちょっとごめんなさい、令和元年度で申し上げますと、管理者の交際費につきましては5万円を支出してございまして、消防長の部分については27万8,200円を支

出してございます。やはりコロナの影響がなくなりますと、予算の範囲の中ですので、その支出すべきかどうかといったところも精査をしながら支出をいたしますが、おおむねこの元年度程度の金額になるのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 内容的には分かりました。

では、次の質疑をさせていただきます。36ページと38ページにまたがっているのですが、救急救命士免許申請手数料として6,800円記載されていますけれども、この救急救命士に関しては、何人ぐらいというか年間どのぐらいの感じで免許を申請しているのかどうか、その辺。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

救命士に関しましては、埼玉県の養成所、それから東京研修所、北九州に研修所、私どもが職員を派遣できるところが3か所となっております。ただし、県からの割当てが来まして、入間東部は、今年度に関しましては東京研修所と埼玉研修所に2名、来年度も2名送れるのかなというふうに考えておりますので、割当てが来れば予算を取って2名送りたいというふうに考えております。例年は、これまでは東京研修所はなかなか送れなかったのですが、今年度から東京研修所にも送れるようになりましたので、できる限り救命士を増やしていきたいとは考えておりますので、できる範囲でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 分かりました。そうすると、この事務組合としては、人数的にこれからどの程度まで救命士は必要というふうに考えているのか伺います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

各車両に2名乗車できるように増やしていきたいというふうに考えております。ですので、8隊掛ける2掛ける3交代ですので、48という数をできれば確保したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 そうした場合、向こうからこういう研修所では何名というようなことではなくて、こちらからの要望ということで、要請とかそういうことはできるのですか。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 先ほども答弁させていただきましたように、県から割当てが来ますので、こちらからはそれ以上の数を要望するという事はなかなかできない状況でございます。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 県から割当てということですが、県にこれだけ必要なのだからということで要請するというのは、そういうような要望をするということとはなかなか難しいのですか。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

毎年慣例ということになるのですか、これは県からの割当てになってございます。この割当てにつきましても、消防本部の規模によって、大きいところでは人数も多くなりますし、小さいところでは少ない人数になっているところがございます。

以上でございます。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 23, 24ページの款3衛生費の節10の需用費の中の修繕料ですが、予算積算のときは処理設備修繕100万円と小型トラックの修繕ということで110万9,000円程度計上されておりましたが、こちらのほうは処理設備修繕というのが必要なくなったのか、それともこのトラックの修繕とこの設備の修繕を合わせてこの金額だったのかご説明いただきたいと思っております。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら予算取りの段階では施設、緊急的な故障とかあった場合の修繕という形で計上させていただきましたけれども、修繕の必要が生じなかったということが決算額が予算に対して減少しているという原因でございます。

以上です。

○久保健二議長 細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 5番、細谷です。

27, 28ページ目の2の斎場管理費の節10需用費の中の修繕料が4,777万円で、不用額1,090万のうち700万程度出ている原因だと思うのですが、予算のほうで積算のほうでは火災設備修繕が4,048万円、中央管理装置更新修繕が1,210万円、建物等管理設備修繕が200万円ということになっておりますが、この額が700万円減った要因と内訳について教えていただきたいと思っております。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちらは、しののめの修繕につきましては、予算の段階では計画的にこのぐらいの金額がかかるだろうということで計上させていただきますけれども、実際にでは直す必要があるのかどうかというのを、きちんと年度が始まってから精査をした上で実施について検討してございます。なので、当初予算取りの際の事業修繕内容と異なるものも実施をした上でのこの決算、それはなぜかと申しますと、安全管理、点検を行った上で修繕箇所を確定し、修繕が必要なものを実施した。その結果、不用額が生じているというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 5番、細谷です。

ですから、その火災設備修繕等の内訳について教えていただきたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 失礼いたしました。こちらは、修繕の内容といたしましては、こちら修繕料に含まれるものは、大きなものと、先ほど申し上げました計画的にと云ったところは火葬炉の修繕がこの決算額のうちおよそ3,630万が火葬炉の修繕に使用しております。また、中央監視装置につきましては990万、その後建物等の管理といった中で、必要で実施したものでございますが、エアコン系の修繕と、あと概要でもご報告をいたしましたキャノピー等の修繕を実施した結果、この決算額となっております。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 6番、内藤です。

決算ですので、ちょっと流用のところで教えていただきたいと思います。まず、25ページ、26ページです。これは、し尿処理費のところなのですが、まず委託料のところから工事請負費から630万3,000円ということでこれ流用され、きっとこれバイオガス施設の設計監理委託料なのかなというところなのですが、これは繰越明許費なので、きっと繰越しされたときに工事費一括で繰越しされているのかなと想像はするのですが、そこの説明をお願いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、繰越しの段階では工事請負費として繰越しをさせていただいたものでございます。ただ、事業を実施する中で地下水の供給を考えておったところですが、そちらが不可となりまして、上水道の供給をすることになりました。そのため、工事内容等が

また設計仕直しというか、設計をする必要がございましたので、その繰り越した工事請負費の中から委託料に対して流用を行ったことでこのようになってございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 6番、内藤です。

ありがとうございます。想像はそのようにしておりました。

次に、18の負担金補助及び交付金より使用料のほうに553万9,000円、これも流用されております。これも説明をお願いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら13節への流用553万9,000円でございますが、当初バイオガス施設のほうと下水道使用料については、組合が供給する前は下水道使用料として組合が需用費のほうで支出を、それでその後につきましては、バイオガス施設のほうへ負担金という形で支出をする旨、予算を組みました。ただ、事情により供給開始が遅れたことから、当初4か月で組合が支出、残りの8か月を施設のほうでというふうに計上があったものを、実際は6か月、6か月という形になりましたので、その同一の目的で計上したということで、負担金のほうからそちら使用料のほうへ流用をさせていただきました。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 ありがとうございます。説明ありがとうございます。

それから、流用の部分では31ページ、32ページなのですが、これは消防管理費の中の備品購入費なのですけれども、これは需用費から11万9,000円の流用を行い、庁用器具費ということでこれ購入されております。需用費からの流用ということで何となく想像もつくのですけれども、でもこれも流用されておりますので、説明をお願いいたします。

○久保健二議長 暫時休憩いたします。

.....
休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時28分
.....

○久保健二議長 一度再開いたします。

もう1時間経過していますので、ここで休憩を取りたいと思います。

.....
休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時40分

.....

○久保健二議長 再開いたします。

休憩前の質問に対しての答弁のほうをお願いいたします。

総務課長。

○大野一郎消防総務課長 消防総務課長、大野です。先ほどの質疑について回答させていただきます。

令和2年度初任教育に入校する職員が、例年は前期、後期同じ人数が入校して、前期4月から9月まで行った学生が帰ってくるというところで、年間の人員が所属によって増減がない状況なのですが、令和2年度につきましては、埼玉県消防学校の初任教育の実務が後期削減ということで実施されなかったことを受けて、当初計画していなかった所属に待機する職員の人数が多くなってしまい、そこで備品、ロッカーですとかキャビネット、そういったものが不足したために備品のほうで購入させていただいたという経緯でございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 ご答弁ありがとうございます。そうなりますと、この庁用器具費ということで11万8,690円というのは、需用費から流用はされたものの、最初から予算計上されていたものではないということで、流用して必要なものを買われたということで理解をしてよろしいですか。

○久保健二議長 総務課長。

○大野一郎消防総務課長 そのとおりでございます。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 ありがとうございます。

次に、37ページ、38ページ、常備消防の款4の救急費なのですが、その17備品購入費の需用費から備品購入費として流用されて、30万7,000円という金額、これ結構大きい金額だなと思ったのですが、この件についても説明をいただけますでしょうか。

○久保健二議長 救急課長。

○小嶋 学救急課長 救急課長の小嶋と申します。よろしく申し上げます。

救急課で毎年買っている救急リトルアン、レールダルという半身の体の人形です。これが見積りの段階では消耗品費、これ大体毎年10体購入をして交換をしているのですが、実際購入したときが、次の38ページのリトルアン（レールダル）と書いた34万7,600円ということで、備品扱いになるというふうにより実際の購入額になってしまうため、消耗品費から備品購入費の

ほうに流用という形を取らせていただきました。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 ありがとうございます。最初これは消耗品ということで、これは数だとか、あとは金額だとかで、本当だったら消耗品でいいのかもしれないのですけれども、結構予算よりも多く買われたとか、そういうことがあって備品購入費にしたということで理解してよろしいでしょうか。

○久保健二議長 救急課長。

○小嶋 学救急課長 数は毎年同じですので、変わってはいないです。ただ、見積りの段階では毎年同じ値段だったので、消耗品費のほうに入れたのですけれども、そうしたら実際の価格がちょっと上だったということです。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 消耗品と備品購入費の関係につきましてご説明いたします。

当組合財産規則等で財務規則とか財産規則等の中で、消耗品で扱えるもの、また備品で扱えるもの、金額ですとか耐用年数、それに応じて判断をしながら執行させていただいております。今回は予算取りの段階では消耗品扱いで問題なかったものが、実購入の中でその基準に照らし合わせて備品のほうへ動いたというふうな決算になっております。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって歳出の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第6号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。令和2年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、新型コロナが終息しない中、いろいろご苦勞、困難いたしながら尽力されている職員の皆様には感謝申し上げます。令和2年度決算につきましては賛成の上で、以下の点、指摘させていただきます。

まず、第1点として、バイオガス施設につきましては、事業者と協力しながら、より効果が上がるように努めていただきたいと思います。

2点目として、浄化センター運転管理業務について、これまでも指摘させていただきましたように、1者随契ということで、参考見積りにおける妥当性の検証についてさらなる努力をお願いしたいと思います。

3点目として、葬斎場しののめの里については、葬儀の様式の時代的变化に加え、コロナ禍において葬儀の規模も縮小して行われる傾向があり、式場使用料の減少が見られますが、今後の状況も考慮しながら指定管理者と協議し、対応していただきたいと思います。また、再委託の内容についても確認、精査していただきたいと思います。老朽化も進んでいるということですが、個別施設計画策定が行われたところで、より長寿命化を図りながら管理していただきたいと思います。また、指定管理者制度ということで、引き続きしっかりモニタリングを行いながら、利用者にとってもよりよいものを目指していただきたいと思います。

4点目として、火災予防の関係では、大規模倉庫や大規模ショッピングセンターモールも増えております。人口も増えているということで、予防の人員体制の充実につきましては、構成自治体とも協議しながら、喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思います。また、火災警報器の設置率も低いということで、コロナ禍で周知啓発もなかなか難しい部分もあるかと思いますが、火災予防については、とりわけ力を入れていただきたいと思います。

それから、5点目として、決算の流用については一覧表を作成し、決算認定がスムーズに行えるように、これからはご留意いただきたいと思います。

最後に、6点目として、コロナの中、職員の皆さんもいろいろご苦勞はあるかと思いますが、健康管理、しっかり行いながら業務に努めていただきたいと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○久保健二議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

第7号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

○木村 誠消防長 第7号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、参考資料の4、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

1の改正概要でございます。消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊の派遣隊員として従事した者に対し、特殊勤務手当の支給を行えるよう定義するため、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の改正経緯及び理由でございます。当組合は、消火部隊3隊、救助部隊1隊、救急部隊1隊及び後方支援部隊1隊の計6部隊を緊急消防援助隊として登録しており、大規模災害や特殊災害が発生し、被災地の消防機関では対処できない場合に、消防庁長官からの出動指示等を受け、応援に駆けつけるものでございます。緊急消防援助隊の出場は、津波、地震、土石流など極めて緊迫した状況の中で、平常時には想定されない過酷な業務に当たります。また、出場は管轄外における広域活動となるため、一度出場すれば5日程度は交替帰署することができず、野営地を活動拠点とし活動するなど、通常の災害出場とは大きく異なる特殊性を有してございます。一方、活動に要する経費につきましては、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第3条によりまして、全額国が負担金として支出することとなっております。入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例第15条第2項各号において緊急消防援助隊の活動を想定した特殊勤務手当は規定しておりませんことから、新たな条文を加え、派遣隊員として従事した者に対し、特殊勤務手当の支給を行えるよう改正するものでございます。

3の改正に伴う支給額でございます。派遣隊員として従事した者に対し、日額4,000円を支給するものでございます。

4の改正に伴う支給額の調整でございますが、日額をもって定められている手当については、重複して支給しないものとします。また、2種類以上の業務に従事した場合には、日額の高いほうの額を支給するものでございます。

1枚お戻りいただき、参考資料の3、新旧対照表を御覧ください。入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例第15条第2項に第7号、また15条の2の条文をそれぞれ加えるものでございます。

以上が第7号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

についての説明でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第7号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 閉会中の継続調査の申し出について

○久保健二議長 日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者あいさつ

○久保健二議長 挨拶のため管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。
林管理者。

○林 伊佐雄管理者 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案申し上げました各議案に対し、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様方からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいります。

結びに、今後におきましても管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいります。

議員の皆様におかれましては健康にご留意され、より一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

△閉会の宣告（午前11時57分）

○久保健二議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回入間東部地区事務組合議会定例会を閉会いたします。